札幌市体育施設条例の一部を改正する条例案 令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市体育施設条例の一部を改正する条例

札幌市体育施設条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 3 1(1)の表個人使用の項中

Γ		Γ			
	390 円		430 円		
	390 円		430 円		
	390 円		430 円		
	230 円		250 円		
	230 円		250 円		
	230 円		250 円		
	130 円		140 円		
	130 円	を	140 円	に改め、同表専用使用の項	Į ė
	130 円		140 円		
	1,950円		2,150円		
	1,150円		1,250円		
	650 円		700 円		
	5,670円		6,300円		
	3,350円		3,700円		
	1,670円		1,800円		
-				J	

次のように改める。

専用	ア	IJ	ア	マ	チ	午前9時から』	E午	18,500円	最高入場料の60人分。た
使用	<u> </u>	ナ	ユ	ア	ス	まで			だし、その額が37,000円
			ポ		ツ				に満たないときは、
			に	使	用				37,000円とする。
			す	る	場	午後1時から午	F後	27,700円	最高入場料の70人分。た
			合			5 時まで			だし、その額が55,400円
									に満たないときは、
									55,400円とする。
						午後6時から午	F後	37,000円	最高入場料の100人分。
						9時まで			ただし、その額が74,000
									円に満たないときは、
									74,000円とする。
						午前9時から午	F後	46, 200円	最高入場料の130人分。
						5 時まで			ただし、その額が92,400
									円に満たないときは、
									92,400円とする。
						午後1時から午	F後	64,600円	最高入場料の180人分。
						9時まで			ただし、その額が
									129,200円に満たないと
									きは、129,200円とする。
						午前9時から午	F後	83,200円	最高入場料の240人分。
						9 時まで			ただし、その額が
									166,400円に満たないと
									きは、166,400円とする。
			そ	0	他	午前9時から』	E午	37, 100円	最高入場料の60人分。た
			の	催	物	まで			だし、その額が74,000円
			に	使	用				に満たないときは、
			す	る	場				74,000円とする。
			合			午後1時から午	F後	55,400円	最高入場料の70人分。た

		5時まで		だし、その額が110,800
				円に満たないときは、
				110,800円とする。
		午後 6 時から午後	73,900円	最高入場料の100人分。
		9時まで		ただし、その額が
				148,000円に満たないと
				きは、148,000円とする。
		午前9時から午後	92,400円	最高入場料の130人分。
		5 時まで		ただし、その額が
				184,800円に満たないと
				きは、184,800円とする。
		午後1時から午後	129, 300円	最高入場料の180人分。
		9時まで		ただし、その額が
				258,400円に満たないと
				きは、258,400円とする。
		午前9時から午後	166, 300円	最高入場料の240人分。
		9時まで		ただし、その額が
				332,800円に満たないと
				きは、332,800円とする。
競技	アマチ	午前9時から正午	12,400円	最高入場料の40人分。た
室	ュアス	まで		だし、その額が24,800円
7	ポーツ			に満たないときは、
Į.	に使用			24,800円とする。
	する場	午後1時から午後	18,400円	最高入場料の50人分。た
	合	5 時まで		だし、その額が36,800円
				に満たないときは、
				36,800円とする。
		午後6時から午後	24,600円	最高入場料の70人分。た
		9時まで		だし、その額が49,200円

1 1	1	1	1	1
				に満たないときは、
				49, 200円とする。
		午前9時から午後	30,700円	最高入場料の90人分。た
		5 時まで		だし、その額が61,400円
				に満たないときは、
				61,400円とする。
		午後1時から午後	43,100円	最高入場料の120人分。
		9時まで		ただし、その額が86,200
				円に満たないときは、
				86,200円とする。
		午前9時から午後	55, 300円	最高入場料の160人分。
		9時まで		ただし、その額が
				110,600円に満たないと
				きは、110,600円とする。
	その他	上午前9時から正午	24,700円	最高入場料の40人分。た
	の催物	まで		だし、その額が49,600円
	に使用			に満たないときは、
	する場	17		49,600円とする。
	合	午後1時から午後	36,800円	最高入場料の50人分。た
		5 時まで		だし、その額が73,600円
				に満たないときは、
				73,600円とする。
		午後6時から午後	49, 200円	最高入場料の70人分。た
		9時まで		だし、その額が98,400円
				に満たないときは、
				98,400円とする。
		午前9時から午後	61, 300円	最高入場料の90人分。た
		5 時まで		だし、その額が122,800
				円に満たないときは、
1 1	I	ı	ı	ı

			122,800円とする。
	午後1時から午後	86, 300円	最高入場料の120人分。
	9時まで		ただし、その額が
			172,400円に満たないと
			きは、172,400円とする。
	午前9時から午後	110,500円	最高入場料の160人分。
	9 時まで		ただし、その額が
			221,200円に満たないと
			きは、221,200円とする。
体育室	午前9時から正午	6,300円	
	まで		
	午後1時から午後	9,200円	
	5 時まで		
	午後6時から午後	12,400円	
	9 時まで		
	午前9時から午後	15, 200円	
	5 時まで		
	午後1時から午後	21,300円	
	9 時まで		
	午前9時から午後	27,600円	
	9 時まで		
格技室、柔道	午前9時から正午	5,000円	
室、剣道室、	まで		
相撲室、弓道	午後1時から午後	7,400円	
室、アーチェ	5 時まで		
リー室、小体	午後6時から午後	9,200円	
育室又はゲ	9 時まで		
ートボール	午前9時から午後	12,400円	
場	5 時まで		
ļ			ı

	午後1時から午後	16,500円	
	9時まで		
	午前9時から午後	21,300円	
	9時まで		
重量挙室、ト	午前9時から正午	2,400円	
レーニング	まで		
室又はトレ	午後1時から午後	3,900円	
ーニングデ	5 時まで		
ッキ	午後6時から午後	5,000円	
	9時まで		
	午前9時から午後	6,300円	
	5 時まで		
	午後1時から午後	8,500円	
	9時まで		
	午前9時から午後	11,100円	
	9時まで		
多目的室	1室1時間につき		1,000円
講堂	1室1時間につき		1,500円
小会議室	1室1時間につき		360円
選手控室	1室1時間につき		500円
大会役員室	1室1時間につき		430円
審判控室	1室1時間につき		290円

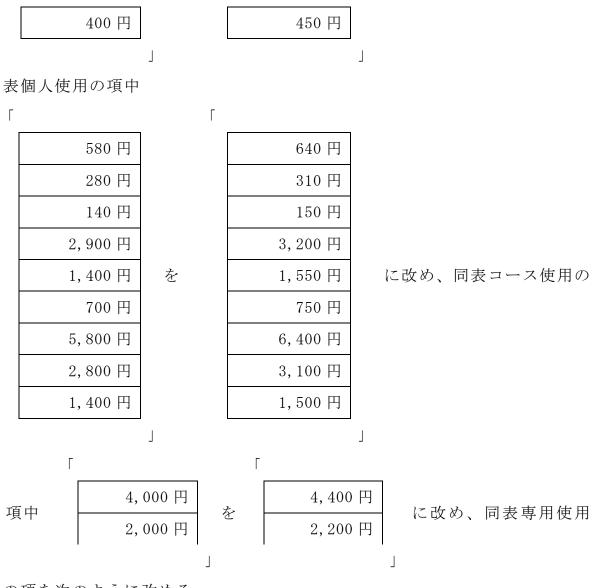
(2) 別表 3 1(2)の表中

210 🗆

280 円
150 円
80 円
1,400 円
750 円

	310 円
	170 円
を	90 円
C	1,550円
	850 円

に改め、別表3 1(3)の



の項を次のように改める。

専用	スケ	一般		1時間に	18,400円	最高入場料の16人分。
使用	ート	高校生		つき	11,400円	ただし、その額が
	場	中学生	以下		5,700円	36,700円に満たないと
						きは、36,700円とする。
	平岸	50メー	一般	1時間に	36,800円	最高入場料の16人分。
	プー	トルプ	高校生	つき	22,700円	ただし、その額が
	ル	ール	中学生以下		11,500円	82,700円に満たないと
		25メー	一般	1 時間に	18,400円	きは、82,700円とする。
		トルプ	高校生	つき	11,400円	
		ール	中学生以下		5,700円	

その	一般	1 時間に	18,400円	最高入場料の16人分。
他の	高校生	つき	11,400円	ただし、その額が
プー	中学生以下		5,700円	27,600円に満たないと
ル				きは、27,600円とする。
多目	 的室	1 室 1 時		1,000円
		間につき		

(3) 別表 3 1(3)の2の表中

780 円 410 円 220 円 3,900 円 2,050 円 1,100 円

を

860 円 450 円 240 円 4,300 円 2,250 円 1,200 円

に改め、別表3 1(4)の表

L L

780 円
780 円
780 円
460 円
460 円
460 円
260 円
260 円
260 円
3,900 円
2,300 円
1,300 円
390 円

8	60	円
8	60	円
8	60	円
5	00	円
5	00	円
5	00	円
23	80	円
28	80	円
23	80	円
4, 3	00	円
2, 5	00	円
1, 4	00	円
4:	30	円

390 円		430 円	
390 円		430 円	
230 円		250 円	
230 円		250 円	
230 円		250 円	
130 円		140 円	
130 円		140 円	
130 円	يد.	140 円) = 7/. \}
1,950円	を	2,150円	に改め、
1,150円		1,250円	
650 円		700 円	
5,670 円		6,300円	
3,350円		3,700円	
1,670 円		1,800円	
390 円		430 円	
390 円		430 円	
390 円		430 円	
230 円		250 円	
230 円		250 円	
230 円		250 円	
130 円		140 円	
130 円		140 円	
130 円		140 円	
1,950円		2,150円	
1,150円		1,250円	
650 円		700 円	
5,670円		6,300円	
3,350円		3,700 円	
1,670円		1,800円	

同

個人使用の項中

_

表専用使用の項を次のように改める。

専用一階	アマチュアス	午前9時から	12,400円	最高入場料の40人分。た
使用競技	ポーツに使用	正午まで		だし、その額が24,800円
室	する場合			に満たないときは、
				24,800円とする。
		午後1時から	18,400円	最高入場料の50人分。た
		午後5時まで		だし、その額が36,800円
				に満たないときは、
				36,800円とする。
		午後6時から	24,600円	最高入場料の70人分。た
		午後9時まで		だし、その額が49,200円
				に満たないときは、
				49,200円とする。
		午前9時から	30,700円	最高入場料の90人分。た
		午後5時まで		だし、その額が61,400円
				に満たないときは、
				61,400円とする。
		午後1時から	43,100円	最高入場料の120人分。
		午後9時まで		ただし、その額が86,200
				円に満たないときは、
				86, 200円とする。
		午前9時から	55, 300円	最高入場料の160人分。
		午後9時まで		ただし、その額が
				110,600円に満たないと
				きは、110,600円とする。
	その他の催物	午前9時から	24,700円	最高入場料の40人分。た
	に使用する場	正午まで		だし、その額が49,600円
	合			に満たないときは、

午後1時から 午後5時まで36,800円 だし、その額が73, に満たないとき 73,600円とする。午後6時から 午後9時まで49,200円 最高入場料の70人 だし、その額が98, に満たないとき 98,400円とする。午前9時から 午後5時まで61,300円 だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。午後1時から 午後9時まで86,300円 最高入場料の120人 ただし、その ただし、その	600円 は、 分。た 400円
に満たないとき 73,600円とする。 午後6時から 年後9時まで 年後9時まで 年前9時から 年後5時まで 年後5時まで 年後1時から 年後1時から 年後9時まで 86,300円最高入場料の120人 ただし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。 年後1時から ただし、その	は、 分。た 400円
73,600円とする。 午後6時から 49,200円最高入場料の70人 だし、その額が98, に満たないとき 98,400円とする。 午前9時から 61,300円最高入場料の90人 だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。 午後1時から 86,300円最高入場料の120人 ただし、その	分。た 400円
午後6時から 午後9時まで49,200円 最高入場料の70人 だし、その額が98, に満たないとき 98,400円とする。午前9時から 午後5時まで61,300円 だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。午後1時から 午後9時まで86,300円 表高入場料の120人 ただし、その	400円
午後9時までだし、その額が98, に満たないとき 98,400円とする。午前9時から 午後5時まで61,300円 最高入場料の90人 だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。午後1時から 午後9時まで86,300円 表高入場料の120人 ただし、その	400円
に満たないとき 98,400円とする。 午前9時から 行後5時まで に満たないとき だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。 午後1時から 年後9時まで ただし、その	
98,400円とする。 午前 9 時から 61,300円 最高入場料の90人 だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。 午後 1 時から 86,300円 最高入場料の120人 午後 9 時まで ただし、その	は、
午前9時から 午後5時まで61,300円最高入場料の90人 だし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。 午後1時から 午後9時までだし、その	, . ,
午後5時までだし、その額が12 円に満たないとき 122,800円とする。午後1時から 午後9時まで86,300円最高入場料の120 ただし、その	
円に満たないとき 122,800円とする。 午後1時から 86,300円最高入場料の120/ 午後9時まで ただし、その	分。た
122,800円とする。 午後1時から 86,300円最高入場料の120 午後9時まで ただし、その	2,800
午後1時から 86,300円最高入場料の120/ 午後9時まで ただし、その	らは、
午後9時まで ただし、その	
	人分。
4 FO 40 CH 21 24 24 2	額が
172,400円に満た [†]	まいと
きは、172,400円と	する。
午前9時から 110,500円 最高入場料の160/	人分。
午後9時まで ただし、その	額が
221,200円に満た方	よいと
きは、221,200円と	する。
2 階競技室 午前 9 時から 5,000円	
正午まで	
午後1時から 7,400円	
午後5時まで	
午後6時から 9,200円	
午後9時まで	
午前9時から 12,400円	
午後5時まで	

			午後	1時から	10	6,500円			
			午後	9 時まで					
			午前	9時から	2	1,300円			
			午後	9 時まで					
	多目的室		1 室	1時間に				1	1,000円
			つき						
(4) 別表	3 1 (5) 0	の表中							
Γ			Γ			_			
	8,600円			9, 500) 円				
	4,610円	を		5, 100) 円	に改	なめ、	別表 3 1	(6)の
	2,300円			2, 500) 円				
		J				_			
Γ					Γ				
	1,500	円 3,0	000円			1,700	円	3,300円	
	750	円				830	円		
表中		4	150 円	を				500 円	に
		2	220 円					240 円	
		2	200 円					220 円	
				٦					J
			Γ			Γ			
				25, 800	円			28,500円	
				15,000	円			16,500円	
				3, 900	円			4,300円	
改め、別	別表 3 2 (の表中		12, 900	円	を		14,200 円	に、
				7, 400	円			8,200円	
				1,900	円			2,100円	
				640	円			700 円	
·]		·	
г				1	-				

Г

	3,400 円	6,800 F	9		3,800円	7,600 円	
	1,700円	3, 400 F)円		1,900円	3,800円	17
1,700 円 3,400 F		<u></u> を 円		1,900円	3,800円	- (C	
	850 円	1,700 F	9		940 円	1,900円	
		Γ			Γ		
			77, 400	円		85,400 円	
			45, 000	円		49,600 円	
			11, 700	円		12,900 円	
			38, 700	円		42,700 円	
			22, 200	円		24,500 円	
			5, 700	円		6,300 円	
			640	640 円		700 円	
			260	円		290 円	
改	め、別表3 3	の表中	150	円	を	170 円	に、
			80	円		90 円	
			1, 300	円		1,400 円	
		750	750 円		830 円		
			400	円		440 円	
			5, 670	円		6,300円	
			3, 350	円		3,700円	
			1,670	円		1,800円	
			1,700	円		1,900円	
]		J
Γ							7
	3,400円	6,800円			3,800円	7,600 円	_
	1,700円	3,400 円	を		1,900円	3,800円	- IC
	1,700円	3,400 円			1,900円	3,800円	

3,800円

1,900円

1,900円

940 円

1,700円

850 円

3,400円

1,700円

 \rfloor 改め、別表3 4の表中 3,000円 3,400 円 1,700円 1,500円 に を 750 円 850 円 Γ Γ 18,400 円 20,300 円 18,400 円 20,300 円 16,800 円 18,500円 31,600 円 34,900 円 35,200 円 38,800 円 48,400 円 53,400 円 4,800円 5,300 円 10,100 円 9,200円 9,200円 10,100円 8,400 円 9,300円 改め、別表3 5の表中 15,800 円 を 17,400 円 に 17,600 円 19,400 円 24,200 円 26,700 円 2,400円 2,600 円 4,600 円 5,100 円 4,600 円 5,100 円 4,200 円 4,600 円 7,900 円 8,700 円 8,800円 9,700 円 12,100 円 13,300 円 1,200円 1,300円

 \rfloor

Γ

250 円	200 円
2,500円	2,000円
1,800円	1,400円
2,200 円	1,700円
2,600 円	2,000円
3,000円	2,400 円
1,500円	1,200円
38,000 円	28,000円
(高校生に	
ついては、	
33,000円)	
23,000 円	18,400 円

Γ

を

280 円	220 円
2,800円	2,200円
2,000円	1,500円
2,400 円	1,900円
2,900円	2,200 円
3,300円	2,600円
1,700円	1,300円
41,900円	30,900 円
(高校生に	
ついては、	
36,400円)	
25, 400 円	20,300 円

に

改める。

(5) 別表 4 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表4の改正規定 は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表3の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市体育施設条例 第3条第1項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係 る使用料については、なお従前の例による。

(理由)

体育施設の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定する等のため、 本案を提出する。